



# 第6回 介護保険

の方は、指定された病気によって、①や②の状態になつた場合に限られています。

サービスを使うにはどうしたらいいの？

まず、区役所で「要介護認定」という申請手続きをします（左図参照）。



その後、認定調査員が、事や入浴などの79項目にわたる日常生活の動作について訪問調査をします。そして、「介護認定審査会」という機関で、訪問調査の結果や主治医の意見を基に、介護の必要性の有無やその程度を審査します。

このお知らせは、申請した日から30日ほど後に届きますが、介護サービスは申請した日から利用できます（「お知らせが届いた日から」ではありません）。なお、介護サービスを利用した方は、その費用の1割を負担します。

サービスを受ける内容は  
誰に相談したらいいの?

介護支援専門員（ケアマネジャー）に相談しましょう。

介護支援専門員がいる事業所などの一覧表を、左の窓口や在宅介護支援センターなどで配布していますので、ご利用ください。

問い合わせ 保健福祉サービ  
ス課総合相談担当（区役所1

☎(889)2400(内線360)



## 第13回北野ふれあい夏まつり (7月26日)



## 第16回清田中央地区 南連絡協議会夏まつり(7月26日)



A group of children in traditional Korean clothing, including red hats and yellow sashes, are performing a synchronized dance. They are holding small blue circular fans. The background shows a classroom setting.